

# 110人の区長に委嘱状交付

22年度の町区長委嘱状交付式は4月7日、役場正庁で開催されました。委嘱状の交付に先立ち、長年区長を務められ、退任された皆さんに感謝状が贈られました。交付式では各地区の区長に町長から委嘱状が手渡され、町政進展のため、協力をお願いしました。

## 次の人たちが区長です

(敬称略) ○は区長会

**猪苗代地区**  
 四ツ谷 鈴木恒夫  
 名古屋町 涌井正一  
 古城町 山内新栄  
 本町 岡村毅  
 旭町 五十嵐忠行  
 新町イ 別府征哉  
 新町口 ○笹岡正人  
 上新町 寿田直道  
 九軒町 橋本伸幸  
 半坂 山本広市  
 中町 長谷川利夫  
 神明町 岡村三好  
 新北町 宇月晴彦  
 新堀向 野沢弘一郎  
 今泉 細野弘  
 見祿 原田文夫

沼ノ倉 鈴木孝二  
 渋谷 本多良市  
 長坂 磯谷虎栄  
 土町 長尾勝  
 祿次 長谷川克則  
 川上 磯谷涉  
 見祿山 長谷川芳春  
 葉山 長谷川民男  
 スキー場 青木茂夫  
 桜ヶ丘 笠間熊市  
 千貫 笠間雄一郎  
**翁島地区**  
 三城潟 野口和真  
 新在家 遠藤一喜  
 五十軒 野本正  
 釜井 関和慎  
 烏帽子 秋山安夫  
 東南真行 渡部幸光  
 西真行 森田幸  
 大在家 ○大橋清  
 西久保 長谷川清

行津桜川 翁島駅前 土田 森山宣正  
 蟹沢・長浜 戸ノ口・三金 秦部義子  
 不働 渡藤正茂  
 磐根 高橋憲男  
 砂川 山内清蔵  
 天鏡台温泉 田弘道  
**千里地区**  
 西沼 鈴木勝一  
 牛沼 阿部孝吉  
 入江 古川康  
 相名目 瀬戸謙二  
 蜂屋敷 天野弘  
 廻谷地 ○鈴木俊子  
 扇田 阿部雄二  
 千代田 鈴木道夫  
 打越 小林立信  
 富永 水口浩雄  
 北高野 大石恭敏  
 八千代 小椋山一  
 六角 佐藤祥一  
 百目貫 新田義経  
 仁蔵 渡部智  
 堤崎 菊地正一  
 島田 小椋地  
 上ノ上 藤山妙彦

関脇 戸田善高  
 都沢 佐藤高司  
 壺下 橋本信弘  
 志田浜 吉田昌弘  
 上戸 大川正英  
 上戸駅前 大川正一  
 湊田 大川利伸  
 山沼 安部房一  
 金子曲 渡部義一  
 川崎 佐藤栄一  
 夷田 関本光夫  
 中目 小椋秋夫  
 松橋 小松国光  
 小平湯 松橋国光  
 松橋 松橋国光  
 松橋 松橋国光  
**長瀬地区**  
 幸野 川新夫  
 新屋敷 大塚一夫  
 曲淵 大塚一夫  
 東津 大塚一夫  
 白野 大塚一夫  
 内野 大塚一夫  
 明戸 大塚一夫  
 遠藤 佐藤一夫  
 遠藤 佐藤一夫  
 遠藤 佐藤一夫

## 月輪地区

白木城 遠藤洋博  
 小水沢 遠藤洋博  
 樋ノ口 大藤洋博  
 小田 佐藤洋博  
 名家 小藤洋博  
 名川野 小藤洋博  
 酸川野 小藤洋博  
 田茂沢 小藤洋博  
 木地小屋 小藤洋博  
 大原 小藤洋博  
 市原 小藤洋博  
 達沢 小藤洋博  
 沼尻駅前 小藤洋博  
 中ノ沢 小藤洋博  
 高森 小藤洋博  
 蒲谷地 小藤洋博  
 金堀 小藤洋博  
 沼尻温泉 小藤洋博  
 白木城 遠藤洋博  
 小水沢 遠藤洋博  
 樋ノ口 大藤洋博  
 小田 佐藤洋博  
 名家 小藤洋博  
 名川野 小藤洋博  
 酸川野 小藤洋博  
 田茂沢 小藤洋博  
 木地小屋 小藤洋博  
 大原 小藤洋博  
 市原 小藤洋博  
 達沢 小藤洋博  
 沼尻駅前 小藤洋博  
 中ノ沢 小藤洋博  
 高森 小藤洋博  
 蒲谷地 小藤洋博  
 金堀 小藤洋博  
 沼尻温泉 小藤洋博

## 吾妻地区



津金町長から感謝状を受け取る安斎誠市さん(左)

下津館 別府吉春  
 志津 阿部喜一  
 茨窪 山本丈彦  
 水沢 五嶋栄助  
 伯父ヶ倉 瀧沢美幸  
 道下 瀧沢美幸

## 感謝状贈呈者

(敬称略)  
 4年以上在職者  
 上新町 本間昌儀 (4年間)  
 桜ヶ丘 鈴木覚 (6年間)  
 翁島駅前 鈴木一喜 (4年間)  
 川崎 安斎誠市 (4年間)  
 志津 福地覚雄 (4年間)  
 水沢 渡部涉 (4年間)

## 全体区長会議

委嘱状交付式に続いて開かれた全体区長会議では、行政区域としての任務、町が取り組む各種事業に対する協力依頼、町からの各種補助・助成金について説明された。質疑では、今後の町政執行や町民サービスなどについて質問や要望が挙げられた。(○印が質問等、▼印が回答)

○配布される広報などは右とじたが、たまに左とじのものがある。統一できないか。

▼昨年ものを検証しながら検討いたします。

○道路愛護事業の今年度予算は前年度と同じでしょうか。▼昨年と同様です。町道路愛護協議会からの補助金228万円を皆さんの活動の状況に応じて配分し、交付します。

○道路愛護事業は、区内全員参加で実施する非常にいい取り組みだと思ってるが、同じ内容でも年々予算が削られている。ぜひ建設課で予算を確保し、全区で道路愛護事業に意欲的に協力できるように予算を増やしてほしい。

▼検討し、要望します。補助金額については、実施時間などを基準に補助金の総額を各区に配分しています。そのため、活動時間が同じでも昨年と比べて変動する場合があります。このことについてはご理解いただきたい。  
 ○わかりました。みんなで参加し、一生懸命取り組んでるので、来年度はぜひ予算を獲得してください。

▼問い合わせ先  
 総務課 秘書広報業務  
 ☎(62)2111

## 「子ども手当」の支給が始まります

次代の社会を担う子ども一人一人の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、22年4月に「子ども手当」が創設されました。

- ◆子ども手当の概要
  - 支給対象となる児童 満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども (中学3年生相当の年齢まで)
  - 支給対象者 支給対象となる児童の養育者
  - 支給金額 対象児童1人につき 月額13,000円
  - 所得制限 なし
  - 支給月 年3回。6月、10月、2月。前月分までの手当を指定の口座に振り込みます(本年6月は4月分と5月分、2カ月分の支払いとなります)。
- ◆子ども手当の申請の要否
  - 申請が必要な人

①3月末に児童手当を受給していた人で中学2、3年生の子どもがいる人。額改定の手続きが必要です。  
 ②中学2、3年生の子どもがいる人。認定請求が必要です。  
 ③所得制限などにより3月末に児童手当の支給を受けていない人。認定請求が必要です。  
 ④出生・転入などにより新たに支給資格が生じた人。事由が生じた日の翌日から起算して、15日以内に手続きが必要です。  
 ※①から③に該当する人には、通知と請求書を郵送しています。子ども手当創設による額改定と認定請求の手続きには締め切りがあります。6月の支給に間に合うための締め切りは、5月14日(金)です。これを過ぎると、6月の支給には間に合いませんが、9月30日(木)まで手続きしていただければ、4月分から支給になります。10月1日以降の受付分については、請求月の翌月分からの支給と

なりますので、早めに請求してください。  
 ○申請が不要な人 3月末に児童手当を受給していた人で中学2、3年生の子どもがいない人。

◆公務員の方は、勤務先からの支給になります。  
 ◆養育している子どもが住民票上別世帯になっている人は、手続きが異なりますので保健福祉課に相談してください。

◆子ども手当の受給者は、毎年6月に現況届の提出が必要です。必要な人には6月上旬に申請書を郵送しますので、6月中に提出してください。

◆問い合わせ先  
 保健福祉課 社会福祉業務  
 ☎(62)2115